(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
唐津市養母田字二川原屋四七〇一番二から同市橋本字ノ間屋四七〇一番二まで	前	三九・〇五	〇・〇キロメートル	関上記地図A及び区にB分表を示す。
	後 A	三九・〇五	〇・〇キロメートル	
	後 B	三九・〇	〇・〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分県速見郡日出町大字藤原字四郎九七四番一から同大字藤原字弥四郎九七四番二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
〃	大分県伯市弥生大字井崎字木ノ瀬一八番一から同大字井崎字木ノ瀬一八番二まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
二百三号	唐津市養母田字川原屋四九番二から同市橋本字ノ間五二番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

（ただし、関係図面に表示する部分の区間を除く。）

供用開始の期日　平成二十二年三月十五日

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十五日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号	苫小牧市字沼ノ端七番一から同市字沼ノ端九〇二番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月十五日

官庁報告

官庁事項

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成４年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 22 年３月 15 日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第１号を削り、同項第２号中「規則」を「人事院規則19－０（職員の育児休業等）（以下「規則」という。）」に改め、同号を同項第１号とし、同項中第３号を削り、第４号を第２号とし、第５号を削る。

2　この決定による改正は、平成22年６月30日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 22 年３月 15 日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第２号中⑭の次に（14の２）及び（14の３）として次のように加える。

（14の２）　第22条第１項第11号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話について定めること。

（14の３）　第22条第１項第12号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話について定めること。

第２項第２号⑮中「第22条第１項第13号」を「第22条第１項第14号」に改める。

第２項第３号⑷中「時間」を「世話及び時間」に改め、同号中⑺を⑻とし、⑹を⑺とし、同号⑸中「第４条第２項第７号」を「第４条第２項第８号」に改め、同号中⑸を⑹とし、⑷の次に⑸として次のように加える。

⑸　第４条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている世話、時間及び者について定めること。

2　この決定による改正は、平成22年６月30日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成10年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 22 年３月 15 日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第１号中「者及び事項」を「事項及び職員」に改め、同項第３号中「第13条」を「第14条」に改める。

2　この決定による改正は、平成22年６月30日から効力を発生する。

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 22 年３月 15 日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　河川の名称　那珂川水系那珂川及び藤井川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成22年３月15日

3　廃川敷地等の位置　茨城県水戸市飯富町向川原930番２地先から同県同市岩根町中瀬河原下380番171地先までの別紙図面に表示する位置

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地39,865.70平方メートル

（図面省略）

公　告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜区検察庁検察官

平成22年検第1313・1314号窃盗未遂被疑事件（平成22年領第291号）　1．ゴルフバッグ１個。2．手提げカバン１個。3．帽子１個。4．軍手１双。5．テンション１個。6．バール３本。7．ペンケース１個。8．ピック３本。9．封筒１枚。10．割引券１枚。11．首都高速東京線回数券18枚

さいたま地方検察庁越谷支部検察官

平成22年検第199号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成22年領第62号）　1．覚せい剤１袋。2．注射器１本。3．現金16,305円。4．メモ１枚。5．名刺１枚。6．コンパクトカメラ１台。7．携帯電話充電器１台。8．タバコ１箱。9．ポケットティッシュ６袋。10．水１本。11．ジャンパー１着。12．鎖１本。13．自転車１台

川越区検察庁検察官

平成22年検第226号窃盗被疑事件（平成22年領第50号）　1．キリン一番搾り350ミリリットル缶３箱、アサヒスーパードライ350ミリリットル缶11箱、アサヒスーパードライ500ミリリットル缶４箱、キリン一番搾り500ミリリットル缶１箱、魚沼産コシヒカリ10袋、日本酒越乃寒梅１本、日本酒雪中梅１本、玉乃光１本及び宝焼酎５本の換価代金33,000円

越谷区検察庁検察官

平成22年検第229号窃盗被疑事件（平成22年領第71号）　1．バール１本。2．金属棒１本。3．ドライバー２本。4．ドライバーケース１個。5．懐中電灯１個。6．布テープ１個。7．カーグローブ１双。8．六角レンチ２本。9．現金4,054円。10．ＣＤケース３個。11．野球帽１個。12．シガーライターソケット用アダプター１個。13．タオル１枚。14．ドリンクホルダー２個。15．ピンクローター１個。16．ローション１個。17．ライター１個。18．耳かき付綿棒12本。19．カセットテープ２本。20．ブラシ１本。21．金属製缶１缶。22．キーケース１個。23．サングラス１個。24．はさみ１個。25．コインカウンター１個。26．座布団２枚。27．車用スピーカー１個。28．指輪ケース１個。29．ウェットティッシュ１個。30．バッグ１個。31．Ｔシャツ１枚。32．プラスチックケース１個。33．メダル２枚